

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月17日（平成28年（行情）諮問第150号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（行情）答申第126号）

事件名：文部科学省における男女共同参画施策とその実施状況が分かる文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「文部科学省における男女共同参画施策とその実施状況が分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定については、別紙に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月11日付け27受文科人第317号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

文書の特定をすることができる。

男女共同参画の用語は、法律に使用されている。国は男女共同参画に関する目標を掲げている。原処分に記載の文書の特定ができないという意味は、不明である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不服申立てに係る行政文書等について

本件は、「文部科学省における男女共同参画施策とその実施状況が分かる文書」についての開示請求に係る不服申立てである。

本件開示請求においては、現存の記載内容からでは文書の特定が困難であるため、資料のとおり補正を求める文書（以下「補正通知書」という。）を送付し、文書の特定を求めたところ、補正に対する回答が一定期間経過してもなされなかったため、行政文書の特定が困難であることから、

不開示とする決定を行ったところ、開示請求者から、下記の理由により、当該不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがなされたところである。

異議申立て理由

- (1) 男女共同参画の用語は、法律に使用されている。
- (2) 国は、男女共同参画に関する目標を掲げている。
- (3) 行政文書不開示決定通知書に記載の文書の特定ができないという意味は、不明である。

2 不開示決定の妥当性について

本件開示請求においては、開示請求書に「文部科学省における男女共同参画施策とその実施状況が分かる文書」について開示を請求する旨記載があったが、開示請求者のいう「男女共同参画施策」及び「その実施状況」の意味するところが不明であったため、対象となる行政文書の特定ができなかった。

このため、本件開示請求は、法4条1項2号に規定する「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載した書面による開示請求とは認められないものと判断し、特定年月日付け事務連絡において本件開示請求に係る補正を求める照会を行った。照会に当たっては、相当の期間を定め、また、開示請求者の請求する文書に該当すると思われる行政文書を示すなど補正の参考となる情報の提供を行ったものの、開示請求者がこれに応じなかったことから、不開示の決定をしたところであるが、本異議申立書においても文書が特定されるべき主張はなされておらず、原処分 of 妥当性は変わらない。

以上のことから、本件開示請求について、行政文書の特定ができないため不開示決定とした原処分は妥当であり、異議申立人の主張は、失当であり、認められない。

(資料省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月11日 審議
- ④ 同年6月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求は形式上の不備があるとして不開示とする決定を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分

が妥当であるとしていることから、以下、原処分 of 妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 異議申立人は面談時に本件開示請求書の対象について「文部科学省内の職員に対するもの」と話していた。

イ 異議申立人の話から、本件対象文書は「第1次ないし第4次の男女共同参画基本計画に関連して作成した文部科学省職員に係る「男女共同参画施策」及び「その実施状況」が分かる文書」であると考えたが、文部科学省では該当すると思われる同種の文書を多数保有しており、対象範囲が広範なことから、対象を曖昧にせず一定程度絞らなければ本件対象文書の特定が困難であった。

ウ そこで、補正通知書において、第4次男女共同参画基本計画を踏まえ策定された国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針に基づき作成した直近の「文部科学省女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための取組計画」（以下「WLB取組計画」という。）であれば開示することが可能である旨の説明を行うとともに、WLB取組計画でない文書の開示を求める場合にあっては、文書特定につながる情報について回答（補正）を求めた。

エ しかしながら、回答期限を2か月余り経過しても回答がなかったことから、本件対象文書を特定することができず、開示請求に形式上の不備があると判断し、不開示とする決定（原処分）を行った。

(2) 以下、検討する。

ア 上記諮問庁の説明によると、本件開示請求書に「文部科学省における男女共同参画施策とその実施状況が分かる文書」と記載され、開示請求時に異議申立人が「文部科学省内の職員に対するもの」と話したことから、開示を求める文書が「第1次ないし第4次の男女共同参画基本計画に関連して作成した文部科学省職員に係る男女共同参画施策及びその実施状況が分かる文書」であると考え、その一つであるWLB取組計画であれば開示可能と判断したというのである。

そうすると、本件開示請求の対象文書に該当すると考えられる同種の文書が複数存在するとしても、本件開示請求書に「行政文書を特定するに足りる事項の記載」、すなわち「行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載」がないということはできない。したがって、本件開示請求に文書不特定という形式上の不備はなく、異議申立人が補正の求めに応じないとの理由により、不開示とした原処分は、不適法と

いわざるを得ない。

イ 本件開示請求については、開示請求の対象文書に該当すると考えられる同種の文書が複数存在し、処分庁が補正を求めたものの、どの範囲まで開示を求めているのか開示請求者の意向を確認できない以上、処分庁の判断で対象文書を特定し、開示決定等をすべきである。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、対象文書として特定すべき文書の有無を確認させたところ、諮問庁は、「男女共同参画施策の分かる文書」に該当する直近（最新）の文書として別紙に掲げる文書1「WLB取組計画」があるほか、「その実施状況が分かる文書」に該当する直近（最新）の文書として別紙に掲げる文書2「文部科学省女性職員の活躍推進プログラム～男女共に仕事と家庭の両立が図られる職場環境の実現に向けて～」を保有しているので、本件開示請求書に作成年度等の指定はないが、全部の文書を求めているものとは考え難いことから、直近（最新）のこれらを特定すべきと判断する旨説明する。

当審査会において諮問庁から文書1及び文書2の提示を受けて確認したところ、文書1には、第4次男女共同参画基本計画に関連した取組計画の記載が、文書2には、第3次男女共同参画基本計画に関連した取組計画及び実施状況（女性の採用・登用等）の記載が認められ、いずれも本件対象文書に該当するものと認められた。

そして、本件開示請求には文書の作成年度等に特段の指定がないことからすると、「男女共同参画施策とその実施状況が分かる文書」として直近（最新）の文書を特定すべきとする諮問庁の判断は合理的というべきであるから、本件開示請求については、文書1及び文書2を対象として、改めて開示決定等をするのが相当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求につき、形式上の不備があることを理由に不開示とした決定については、別紙に掲げる文書が本件対象文書に該当するものと認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙（特定すべき文書）

文書1 文部科学省女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための取組計画（平成27年1月29日文部科学大臣決定（平成27年10月1日改訂））

文書2 文部科学省女性職員の活躍推進プログラム～男女共に仕事と家庭の両立が図られる職場環境の実現に向けて～（平成26年4月文部科学省大臣官房人事課（平成26年4月14日局長等会議で了承））